

1 介護報酬に係る費用 2級地 10.88 円

※本事業所は、算定項目に☑のある項目について該当した場合に料金が発生します。

算定項目	介護予防小規模多機能型居宅介護費（1月につき）	単位数	利用者負担額（1割）	利用者負担額（2割）	利用者負担額（3割）	
■	イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費					
	（1）同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合					
■	（一）要支援1	3,450	3,754	7,508	11,261	
	（二）要支援2	6,972	7,586	15,171	22,757	
□	（2）同一建物に居住する者に対して行う場合					
	（一）要支援1	3,109	3,383	6,765	10,148	
	（二）要支援2	6,281	6,834	13,668	20,502	
■	ロ 短期利用介護予防居宅介護費					1日につき
	（一）要支援1	424	462	923	1,384	
	（二）要支援2	531	578	1,156	1,734	
	加算項目					
■	ハ 初期加算	30	33	66	98	1日につき(イを算定する場合のみ)
■	ニ 認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	218	436	653	7日を限度として、1日につき(ロを算定する場合のみ)
■	ホ 若年性認知症利用者受入加算	450	490	980	1,469	1月につき(イを算定する場合のみ)
	ヘ 総合マネジメント体制強化加算					1月につき(イを算定する場合のみ)
■	（1）総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）	1,200	1,306	2,612	3,917	1月につき(イを算定する場合のみ)
□	（2）総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ）	800	871	1,741	2,612	1月につき(イを算定する場合のみ)
	ト 生活機能向上連携加算					1月につき
□	（1）生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100	109	218	327	
□	（2）生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200	218	436	653	
□	チ 口腔・栄養スクリーニング加算	20	22	44	66	1回につき（イを算定する場合のみ）
■	リ 科学的介護推進体制加算	40	44	87	131	1月につき（イを算定する場合のみ）
	ヌ 生産性向上推進体制加算					1月につき
□	（1）生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100	109	218	327	
■	（2）生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10	11	22	33	
	ル サービス提供体制強化加算					
	（1）イを算定している場合					1月につき
□	（一）サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	750	816	1,632	2,448	
□	（二）サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	640	697	1,393	2,089	
■	（三）サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	350	381	762	1,143	
	（2）ロを算定している場合					1日につき
□	（一）サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	25	28	55	82	
□	（二）サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	21	23	46	69	
■	（三）サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	12	13	26	39	
該当の場合に減算	注4 身体拘束廃止未実施減算	所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算				
	介護職員等処遇改善加算(1月につき)					
□	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ	(介護報酬総単位数×1×17.1%)×2×10.88				
□	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ	(介護報酬総単位数×1×18.6%)×2×10.88				
□	介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ	(介護報酬総単位数×1×16.8%)×2×10.88				
■	介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ	(介護報酬総単位数×1×18.3%)×2×10.88				
□	介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	(介護報酬総単位数×1×15.6%)×2×10.88				
□	介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	(介護報酬総単位数×1×12.8%)×2×10.88				

※1 介護報酬総単位数=基本サービス費+各種加算減算

※2 1単位未満の端数四捨五入

※3 介護職員等処遇改善加算の利用者負担額は、上記額-(上記額×負担割合(1円未満切り捨て))

※4 負担割合は1割負担の場合:0.9、2割負担の場合:0.8、3割負担の場合:0.7

【利用者負担算出方法】

地域単価×単位数=〇〇円(1円未満切り捨て)

〇〇円-(〇〇円×負担割合※4(1円未満切り捨て))=△△円(利用者負担額)

※実際の利用者負担額の算出は、1か月のサービス合計単位数により計算します。

2 その他の費用(予防・介護共通)

項 目		金額	説明
1	交通費	実費	当事業所の通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料ですが、それ以外の地域にお住まいの方は、訪問や送迎をするための交通費(実費)がかかります。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額をお支払いいただきます。 通常の事業の実施地域を超えた所から、 片道 1Kmあたり 35円
2	食費	朝食 :500円 昼食 :700円 おやつ:100円 夕食 :700円	
3	宿泊費	1泊:3,000円	
4	おむつ代	実費	
5	教養娯楽費(レクリエーション等)	実費	
6	その他日常生活費	実費	